

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 406号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市菅平高原字菅平1223番の628地先から上田市菅平高原字菅平1223番の604地先まで	旧	m 8.5~49.0	km 0.6229
同上	新	m 8.5~49.0 10.0~54.0	km 0.6229 0.2370

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年11月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年11月15日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

1 路線名 406号

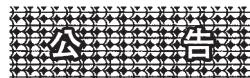
2 供用を開始する区間

上田市菅平高原字菅平1223番の628地先から

上田市菅平高原字菅平1223番の604地先まで

3 供用を開始する期日 平成22年11月17日

道路管理課

**公 告****公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年11月15日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成22年11月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県環境支援センター

3 代表者の氏名

平林十一

4 主たる事務所の所在地

上田市大字小泉911番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、産業廃棄物のリサイクル率向上を目標に、調査、

研究、技術開発、指導、教育、業者育成を推進し、環境配慮型製品の推薦と、不法投棄の撲滅により、循環型社会の確立を目指す。そして環境に通じた地域社会の交流を活発化させ、自然保護活動と環境の保全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年11月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

松本市計画地域地区（用途地域）

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月15日

長野県松本空港管理事務所長 大日方敏郎

1 入札に付する事項

(1) 工事名

国補松本空港滑走路等舗装改修工事

(2) 工事内容

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約日から平成23年3月18日まで

(4) 履行場所

松本市大字空港東8909 長野県松本空港

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
- ア ほ装工事について入札参加資格を付与されていること。
- イ 資格総合点数が883点以上であること。
- ウ 県内に本店又は営業所を有する者であること。
- エ 主任（監理）技術者が1級若しくは2級土木施工管理技士若しくはそれと同等の資格を有すること又は1級若しくは2級舗装施工管理技術者の資格を有すること。

3 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263（58）2517

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年11月25日（木）午前10時

イ 場所 松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎 402号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年11月19日（金）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

交通政策課